

新	旧
<p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p style="text-align: center;">募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年 11 月 1 日 制定 令和 <u>7</u> 年 <u>7</u> 月 1 日 改訂 株式会社 DMM. com 証券</p> <p>(1. ～ 2. 省略)</p> <p>3. 当社は、募集等に係る株式等の配分を以下のとおり行います。 ((1) 省略)</p> <p>A) 抽選による配分</p> <p>① 配分の機会を公平に提供するため、需要申告をされたお客様全員を対象に、原則その 100%を抽選いたします。</p> <p>② 抽選は、コンピューターにより、発行価格決定日に当社が行います。ただし、委託販売団等から割当てを受けた銘柄につきましては、委託販売団等から割当てを受けた日から発行価格決定日までのいずれかの日に行います。具体的な抽選の日付につきましては、当社カスタマーサポートにてお問い合わせいただけます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(B) 省略)</p>	<p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p style="text-align: center;">募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年 11 月 <u>01</u> 日 制定 令和 <u>6</u> 年 <u>11</u> 月 <u>01</u> 日 改訂 株式会社 DMM. com 証券</p> <p>(1. ～ 2. 省略)</p> <p>3. 当社は、募集等に係る株式等の配分を以下のとおり行います。 ((1) 省略)</p> <p>A) 抽選による配分</p> <p>① 配分の機会を公平に提供するため、需要申告をされたお客様全員を対象に、原則その 100%を抽選いたします。</p> <p>② 抽選は、コンピューターにより、発行価格決定日に当社が行います。ただし、委託販売団等から割当てを受けた銘柄につきましては、委託販売団等から割当てを受けた日から発行価格決定日までのいずれかの日に行います。具体的な抽選の日付につきましては、<u>当社ホームページに掲載する他</u>、当社カスタマーサポートにてお問い合わせいただけます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(B) 省略)</p>

<p>C) 結果のお知らせ <u>抽選の結果は、取引ツール上でお知らせします。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>4. 需要申告および配分のお申込みは、<u>取引ツールより</u>受付けいたします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p>(第1条～第7条 省略)</p> <p>第8条 (個人番号の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 (以下、「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従い、本取引アカウントを登録するとき、お客様の個人番号 (番号法第2条第5項に規定する個人番号) 又は法人番号 (同条第 <u>16項</u>に規定する法人番号) を当社にお届けいただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い身元確認を行います。</p>	<p>C) 結果のお知らせ <u>当選の旨および払い込みの要領を電子メール等でお知らせします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>4. 需要申告および配分のお申込みは、<u>お電話もしくはインターネットを通じて</u>受付けいたします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p>(第1条～第7条 省略)</p> <p>第8条 (個人番号の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 (以下、「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従い、本取引アカウントを登録するとき、お客様の個人番号 (番号法第2条第5項に規定する個人番号) 又は法人番号 (同条第 <u>15項</u>に規定する法人番号) を当社にお届けいただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い身元確認を行います。</p>
---	---

<p>(第9条～第55条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年7月1日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>(第1条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (個人番号等の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従い、取引アカウントを登録するとき、お客様の個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第<u>16項</u>に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）を当社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い身元確認を行います。</p> <p>(第6条の2～第22条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年7月1日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">外国証券取引アカウント約款</p> <p>(第1条～第38条 省略)</p>	<p>(第9条～第55条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>(第1条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (個人番号等の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従い、取引アカウントを登録するとき、お客様の個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第<u>15項</u>に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）を当社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い身元確認を行います。</p> <p>(第6条の2～第22条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引アカウント約款</p> <p>(第1条～第38条 省略)</p>
--	--

<p>第 39 条（個人番号等の届出）</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、アカウントを登録するとき、個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第 16 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。</p> <p>（第 40 条～第 48 条 省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 7 年 7 月 1 日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理約款</p> <p>（第 1 条～第 3 条 省略）</p> <p>第 3 条の 2 （個人番号等の届出）</p> <p>1. お客様は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番</p>	<p>第 39 条（個人番号等の届出）</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、アカウントを登録するとき、個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。</p> <p>（第 40 条～第 48 条 省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理約款</p> <p>（第 1 条～第 3 条 省略）</p> <p>第 3 条の 2 （個人番号等の届出）</p> <p>1. お客様は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番</p>
---	---

<p>号（同条第 <u>16 項</u> に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の個人番号等を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>（第 4 条～第 45 条 省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>令和 7 年 7 月 1 日 改訂</u></p>	<p>号（同条第 <u>15 項</u> に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の個人番号等を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>（第 4 条～第 45 条 省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---